

## 記載上の注意

- 直近の6月1日現在の状況を記入すること。
- 電子データ(エクセル表)に入力する際は、水色の網掛けの部分の該当箇所のみ入力すること。  
(電子データは、山形県ホームページからダウンロード可能)
- ①欄には、県内に複数事業所がある場合の事業所全ての名称を記入すること。
- ②欄には、①の事業所の所在地を記入すること。
- ③欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業内容を具体的に記載すること。
- ④欄には、③欄に記載した事業の種類に係る除外率を記入すること。
- ⑦欄には、⑤欄と⑥欄の合計の数に④の除外率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を記入すること。
- 障がい者である労働者のカウントの方法は、次のとおりとする。(電子データ(エクセル表)に実人数を入力後、自動計算で算出)

所定労働時間	30時間以上	短時間労働者 (20時間以上30時間未満)	特定短時間労働者 (10時間以上20時間未満)
身体障がい者	○	△	
重度	◎	○	△
知的障がい者	○	△	
重度	◎	○	△
精神障がい者	◎ ※	○	△

◎ = 2カウント ○ = 1カウント △ = 0.5カウント

※「30時間以上」の精神障がい者のカウントの方法は、県独自基準